



熊本県公報

第12767号
平成30年10月19日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止…………… (") 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2
- 漁船保険付保義務の消滅(苓北町加入区)…………… (団体支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 定数漁業の許可申請期限…………… (水産振興課) 3
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4
- 指令介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 5
- 土地収用法による収用又は使用の手続開始…………… (用地対策課) 5
- 平成30年度予算の要領…………… (財政課) 5
- 漁船保険義務加入同意の承認(岱明加入区)…………… (団体支援課) 17

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく承継届出…………… (商工振興金融課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 17
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 18
- 公共測量の実施…………… (監理課) 18

登 載 依 頼

- 有明海自動車航送船組合議会平成30年第2回定例会の招集告示…………… (有明海自動車航送船組合交通政策課) 18

告 示

熊本県告示第804号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
てらす 天草市浄南町3-42	株式会社 アト・みらい 天草市北原町19-5 木本 圭子	共同生活援助	平成30年 10月9日

熊本県告示第805号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者	サービスの種類	廃止年月日
-------------	------------------------	---------	-------

	の氏名		
アイエスエフネットライフ天草 天草市五和町鬼池1184番地	株式会社 アイエスエフ ネットライフ天草 天草市五和町鬼池1184番地 代表取締役 渡邊 幸義	就労継続支援A型	平成30年 9月30日

熊本県告示第806号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援センターワンピース 荒尾市大島10-1	NPO法人 まちくらネットワーク熊本 熊本市北区兎谷2丁目3-20 中川 勝則	就労定着支援	平成30年 10月9日

熊本県告示第807号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

鉢ノ久保A地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	南阿蘇村	河陽字鉢ノ久保	4938-1
2	〃	〃	4938-1
3	〃	〃	4938-1
4	〃	〃	4938-1
5	〃	〃	4928-1
6	〃	〃	4928-1
7	〃	〃	4927-1
8	〃	〃	4929-4
9	〃	〃	4929-4
10	〃	〃	4933
11	〃	〃	4933
12	〃	〃	4933

熊本県告示第808号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年10月17日熊本県告示第985号で公示した苓北町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年10月16日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第809号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市菊鹿町五郎丸字山中458番、459番、
463番2、467番、510番、520番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山中458番・459番・467番・510番・520番1（以上5筆につい
て次の図に示す部分に限る。）、463番2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産
部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第810号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知
事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	天草有明海及び不知火海

2 申請期間

平成30年10月19日から平成30年10月26日まで（公示日から1週間）

熊本県告示第811号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

寺迫1地区（大規模）

上益城郡益城町大字寺迫字今吉47番1、47番2、48番1、48番2、49番1、
49番2、50番、50番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、58番1、5
8番2、58番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、58番3、58番4、
60番3、61番1、61番2、62番1、62番1地先の道の一部（次の図に示す部
分に限る。）、62番2、62番3、63番、63番1、63番2、64番1、64番2、
64番3、65番2、65番3、66番、66番1、66番2、66番3、66番4
上益城郡益城町大字寺迫字上田平853番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、8
53番4、854番2、860番2、861番、861番地先の道の一部（次の図に示
す部分に限る。）、871番、868番、869番、872番1、872番2、872番
3、873番1、873番2、873番3、873番4、873番5、873番6、8
73番7、873番8、873番9、874番、875番3、875番4、875番5、
875番6、875番2-1、875番2-3、876番1、876番2、877番1、
877番2、877番3

上益城郡益城町寺迫字城ノ本881番、884番、890番1、890番2、8
90番3、890番4、896番1、909番2、909番3、909番4、909番
7、910番1、910番2、910番3、910番4、910番5、910番6、9
10番7、911番1、911番2、911番5、911番6、911番7、912番
1、912番2、913番1、913番2、913番3、913番4、914番1、9
14番2、914番3、914番4、915番1、915番2、915番3、915番
4、915番5、916番1、916番3、916番4、917番、919番2、91
9番4、919番3、919番5、919番6、919番8、919番7、920番、
920番1、920番2、920番3、921番1、921番3、921番4、921
番5、921番6、921番7、922番、922番1、923番2、924番1、9
24番3、924番4、924番5、924番6、924番6地先の道、924番7、
925番1、925番2、925番3、925番4、925番5、925番地先の道、
926番1、926番3、927番4、927番5、928番2、928番3、929

番1、929番2、930番1、930番4、930番5、931番1、931番3、
 931番4、931番5、931番6、931番7、932番1、932番3、932
 番5、933番、934番、935番、936番1、936番2、937番1、937
 番2、938番1、938番2、939番、940番、941番1、941番2、94
 1番4、941番4地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、941番5、942
 1番1、942番2、942番3、942番4、942番5、942番6、942番7、
 943番、944番1、944番2、944番3、944番4、944番5、944番6、944番7、945番
 1、945番2、946番1、946番2、947番1、947番2、947番3、9
 47番4、947番5、947番6、948番1、948番2、948番3、949番
 1、949番2、949番3、949番4、949番5、950番、951番1、95
 1番2、952番、953番1、953番2、954番1、954番2、955番1、
 955番2、955番3、956番1、956番2、957番1、957番3、958
 番1、958番2、959番、960番、962番、963番、964番、965番、
 966番、967番、968番、969番、970番、971番1、971番2、97
 2番1、972番2、973番、974番1、974番2、974番3、975番2、
 976番、976番1、977番、978番、979番、980番1、980番2、9
 81番、982番、982番地先の道、983番、984番、984番地先の道の一部
 (次の図に示す部分に限る。)、985番、986番、987番、988番、989番、
 990番2、990番1、991番、992番、993番1、993番2、994番1、
 994番2、995番1、995番2、997番1、997番2、998番、999番、
 1000番・1001番合併1、1000番・1001番合併2、1000番・100
 1番合併3、1000番・1001番合併4、1000番・1001番合併5、100
 0番・1001番合併6、1000番・1001番合併7、1002番、1003番、
 1004番1、1004番3、1005番1、1005番2、1006番1、1006
 番2、1008番、1009番1、1009番2、1010番2、1010番3、10
 10番4、1010番5、1011番1、1011番2、1011番3、1011番4、
 1011番5、1011番6、1011番7、1011番8、1011番9、1011
 番10、1011番11、1011番12、1011番12地先の水の一部(次の図に
 示す部分に限る。)
 上益城郡益城町大字寺迫字竹ノ下1012番1、1012番2、1012番2地先の
 水の一部(次の図に示す部分に限る。)、1012番3、1017番1、1017番2、
 1017番3、1017番4、1017番5、1018番1、1018番4、1018
 番5、1018番6、1018番7、1018番8、1018番8地先の道の一部(次
 の図に示す部分に限る。)、1018番9、1018番10
 上益城郡益城町大字寺迫字灰塚ノ前1322番2、1322番3、1322番4、1
 322番5、1326番2、1326番6、1326番7、1326番8、1326番9、1327番
 9、1327番10、1327番11、1327番12、1327番13、1327番14、1327番
 15、1327番16、1327番17、1327番18、1327番19、1327番20、1327番
 21、1327番22、1327番23、1327番24、1327番25、1327番26、1328番1、13
 28番2、1328番3、1328番4、1328番5、1328番6、1328番6
 地先の脱落地、1328番7、1328番8、1328番9、1329番1、1329
 番1地先の脱落地、1329番2、1329番2地先の水の一部(次の図に示す部分に
 限る。)、1329番3、1329番4、1330番1、1330番2、1330番3、
 1330番4、1330番5、1330番6、1334番2、1331番1、1331番3、1
 332番4、1332番5、1332番6、1332番7、1332番8、1333番
 1、1333番2、1333番3、1333番4、1333番5、1333番6、1333番7、1333番
 8、1333番9、1333番10、1
 333番11、1333番12、1333番13、1333番14、1333番15、
 1334番3、1335番2、1335番3、1335番4、1335番5、1335
 番6、1335番7、1335番8、1335番9、1335番10、1336番1、
 1336番2、1336番3、1337番1、1337番2、1337番3、1337
 番4、1337番5、1337番6、1338番1、1338番2、1338番3、1
 338番4、1338番5、1338番6、1338番7、1338番8、1338番
 9、1338番10、1338番11、1338番12、1338番13、1338番14、1338
 番15、1339番2、1339番4、1339番5、1340番1、1340番2、
 1340番3、1340番4、1340番5、1340番6、1340番7、1341
 番1、1341番2、1341番3、1341番4、1341番5、1342番1、
 1342番2、1342番3

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第812号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1
 項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定によ
 り公示する。
 平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

鉢ノ久保B地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	南阿蘇村	河陽字鉢ノ久保	4 9 5 2 - 1
2	〃	〃	4 9 4 2
3	〃	河陽字下迫	5 0 0 4
4	〃	〃	5 0 0 3
5	〃	〃	5 0 0 3

熊本県告示第813号

次のとおり健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	辞退年月日	サービスの種類
菊池都市医師会立病院 菊池市大琳寺75番地3	一般社団法人菊池郡 市医師会	平成30年10 月1日	介護療養型医療 施設

熊本県告示第814号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 起業者の名称
熊本県
- 事業の種類
熊本都市計画道路事業3・3・93号益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線（熊本県熊本市東区桜木四丁目及び同市東区沼山津四丁目地内から熊本県上益城郡益城町大字宮園字辻及び同町大字安永字居屋敷地内まで並びに同町大字宮園字居屋敷地内並びに同町大字寺迫字今吉及び同町大字寺迫字城ノ本地内）
- 手続が開始される土地
 - 収用の手続が開始される土地
熊本県熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目地内
熊本県上益城郡益城町大字広崎字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内
 - 使用の手続が開始される土地
なし
- 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
熊本市東区役所
益城町役場

熊本県告示第815号

平成30年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成30年9月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成30年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成30年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,949,375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ854,860,904千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び 負担金	4,399,965	4,375	4,404,340
	1 負担金	3,571,220	4,375	3,575,595
2	国庫支出金	132,922,540	5,510,646	138,433,186
	1 国庫負担金	50,076,847	2,595,450	52,672,297
	2 国庫補助金	81,141,503	2,915,196	84,056,699
3	繰入金	56,548,577	626,389	57,174,966
	1 基金繰入金	56,088,867	626,389	56,715,256
4	繰越金	423,271	1,052,411	1,475,682
	1 繰越金	423,271	1,052,411	1,475,682
5	諸収入	77,799,308	6,554	77,805,862
	1 雑入	8,842,188	6,554	8,848,742
6	県債	104,473,000	2,749,000	107,222,000
	1 県債	104,473,000	2,749,000	107,222,000
	歳入合計	844,911,529	9,949,375	854,860,904

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		46,398,917	263,271	46,662,188
	1 企 画 費	7,669,020	271	7,669,291
	2 徴 税 費	6,830,144	225,000	7,055,144
	3 市 町 村 振 興 費	18,174,923	10,000	18,184,923
	4 防 災 費	1,347,349	28,000	1,375,349
2 民 生 費		107,666,129	80,783	107,746,912
	1 社会福祉費	56,948,592	78,783	57,027,375
	2 児童福祉費	31,878,948	2,000	31,880,948
3 衛 生 費		55,045,859	35,563	55,081,422
	1 公衆衛生費	39,673,978	32,236	39,706,214
	2 環境衛生費	12,520,949	3,327	12,524,276
4 労 働 費		2,217,757	22,100	2,239,857
	1 労 政 費	204,391	22,100	226,491
5 農 水 産 業 林 産 業 費		71,136,596	1,599,313	72,735,909

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	19,991,300	21,744	20,013,044
	2 農地費	21,244,974	198	21,245,172
	3 林業費	18,945,176	1,545,871	20,491,047
	4 水産業費	5,747,268	31,500	5,778,768
6 商工費		65,345,890	56,968	65,402,858
	1 工鉱業費	6,057,465	14,000	6,071,465
	2 観光費	2,530,826	42,968	2,573,794
7 土木費		88,506,199	1,501,324	90,007,523
	1 土木管理費	3,029,822	12,960	3,042,782
	2 道橋りょう費	38,477,753	689,487	39,167,240
	3 河川海岸費	28,755,370	784,177	29,539,547
	4 港湾費	6,400,689	14,700	6,415,389
8 警察費		38,320,143	274,824	38,594,967
	1 警察管理費	34,005,739	246,514	34,252,253
	2 警察活動費	4,314,404	28,310	4,342,714

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
9 教 育 費		141,843,925	447,683	142,291,608
	1 教育総務費	29,603,352	26,990	29,630,342
	2 高等学校費	32,327,908	299,564	32,627,472
	3 特別支援 学 校 費	14,203,994	40,809	14,244,803
	4 社会教育費	2,426,969	61,538	2,488,507
	5 保健体育費	1,720,412	18,782	1,739,194
10 災害復旧費		31,466,652	5,665,430	37,132,082
	1 民生災害 復 旧 費	221,272	983	222,255
	2 農林水産業 災 害 復 旧 費	10,815,406	1,478,438	12,293,844
	3 商工災害 復 旧 費	536,532	368,925	905,457
	4 土木災害 復 旧 費	14,971,745	3,275,032	18,246,777
	5 教育災害 復 旧 費	2,978,974	542,052	3,521,026
11 諸支出金		89,159,919	2,116	89,162,035
	1 繰 出 金	17,846,637	2,116	17,848,753
歳 出 合 計		844,911,529	9,949,375	854,860,904

第 2 表 繰越明許費		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 49,000
	1 河 川 海 岸 費	49,000
2 災 害 復 旧 費		193,000
	1 土 木 災 害 復 旧 費	193,000
合 計		242,000

第 3 表 債務負担行為補正		
1 追 加		
事 項	期 間	限 度 額
全国高等学校総合体育大会開催準備事業	平成31年度	千円 114,175

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成30年度において総額33億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成31年度～平成51年度	千円 342,002	1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成30年度において総額48億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成31年度～平成51年度	千円 513,291
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成31年度	35,504		平成31年度	54,590
	平成32年度	36,900		平成32年度	56,400
	平成33年度	36,900		平成33年度	56,400
	平成34年度	34,921		平成34年度	53,270
	平成35年度	32,060		平成35年度	48,806
	平成36年度	29,158		平成36年度	44,279
	平成37年度	26,254		平成37年度	39,750
	平成38年度	23,350		平成38年度	35,221
	平成39年度	20,447		平成39年度	30,693
	平成40年度	17,544		平成40年度	26,165
	平成41年度	14,641		平成41年度	21,637
	平成42年度	11,738		平成42年度	17,109
	平成43年度	8,833		平成43年度	12,579
	平成44年度	5,931		平成44年度	8,052
	平成45年度	3,028		平成45年度	3,524
	平成46年度	1,812		平成46年度	1,835
	平成47年度	1,361		平成47年度	1,361
	平成48年度	950		平成48年度	950
	平成49年度	538		平成49年度	538
	平成50年度	126		平成50年度	126
	平成51年度	6		平成51年度	6
2 情報処理関連業務	平成31年度～平成35年度	182,764	(補正前に同じ)	平成31年度～平成35年度	748,085
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成31年度	148,648		平成31年度	335,361
	平成32年度	19,047		平成32年度	207,472
	平成33年度	11,254		平成33年度	199,679
	平成34年度	2,180		平成34年度	3,059
	平成35年度	1,635		平成35年度	2,514

区 分	期 間	利 子 補 給 率
個 農 協 人 銀 行	15年 以 内	年 1.30% 以 内
		年 1.30% 以 内
共 農 協 同 銀 行	20年 以 内	年 0.70% 以 内
		年 0.70% 以 内

区 分	期 間	利 子 補 給 率
個 農 協 人 銀 行	15年 以 内	年 1.30% 以 内
		年 1.30% 以 内
共 農 協 同 銀 行	20年 以 内	年 0.70% 以 内
		年 0.70% 以 内

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
3 事務機器等賃借	平成31年度 ～平成37年度	千円 2,528,213	(補正前に同じ)	平成31年度 ～平成40年度	千円 2,731,353
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成31年度	525,030		平成31年度	553,859
	平成32年度	493,592		平成32年度	522,284
	平成33年度	485,228		平成33年度	512,710
	平成34年度	485,228		平成34年度	512,710
	平成35年度	365,240		平成35年度	392,590
	平成36年度	172,608		平成36年度	185,269
	平成37年度	1,287		平成37年度	13,948
				平成38年度	12,661
				平成39年度	12,661
				平成40年度	12,661

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>商 工 業 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費</p> <p>教 職 員 住 宅 整 備 事 業 費</p>	<p>千円</p> <p>122,000</p> <p>20,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)</p> <p>(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。</p> <p>発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等</p> <p>ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>142,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
治山国庫補助事業費	3,656,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	4,040,000			
漁港国庫補助事業費	491,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	498,000			
河川国庫補助事業費	1,717,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	1,958,000			
砂防国庫補助事業費	4,854,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	4,899,000			
港湾建設国庫補助事業費	981,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	988,000			
治山災害現年発生国庫補助事業費	2,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	99,000			
公共土木庫現年発生国庫補助事業費	329,000	行を含む。) (その他)	った後に おいては、	還をなし、又 は借換えをす	679,000			
公共土木庫過年発生国庫補助事業費	1,789,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利 率)	ることができ る。	1,966,000			
農業試験機関整備事業費	324,000	一部又は全部 を翌年度以降			329,000			
単県治山事業費	166,000	に繰り下げて 借り入れるこ			493,000			
熊本県民総合運動公園整備事業費	234,000	とができる。 発行価格が			237,000	(補正前に同じ)		
単県道路整備事業費	6,235,000	額面金額を下 回るときは、			6,567,000			
単県砂防整備事業費	546,000	その発行差額 をうめるため			554,000			
警察施設整備事業費	744,000	必要な金額を 加算した額を			928,000			
県立高等学校整備事業費	6,471,000	限度額とする ことができる。			6,725,000			
文化財保存整備事業費	13,000				14,000			
社会教育施設整備事業費	141,000				143,000			
県営体育施設整備事業費	76,000				90,000			
治山現年発生単県災害復旧事業費	23,000				47,000			
公共土木庫現年発生単県災害復旧事業費	100,000				219,000			
公共土木庫過年発生単県災害復旧事業費	88,000				114,000			
計	28,980,000				31,587,000			

平成30年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192,398,350千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		63,558,650	5,092	63,563,742
	1 国庫補助金	21,986,113	5,092	21,991,205
2 繰入金		13,188,621	2,116	13,190,737
	1 一般会計繰入金	13,088,621	2,116	13,090,737
歳入合計		192,391,142	7,208	192,398,350

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 衛 生 費			7,208	7,208
	1 公衆衛生費		7,208	7,208
歳 出 合 計		192,391,142	7,208	192,398,350

熊本県告示第816号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岱明加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

公 告

熊本県公告第637号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックスグリーンランド店
荒尾市荒尾字上府本道4186番1 外
- 大規模小売店舗の譲渡があった年月日
平成30年3月28日
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (承継前) ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田 健
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 株式会社柏田洋服店 代表取締役 柏田 芳栄
 熊本市中央区下通一丁目9番15号
 (承継後) 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
 株式会社柏田洋服店 代表取締役 柏田 芳栄
 熊本市中央区下通一丁目9番15号
- 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積
1,631平方メートル
- 届出年月日
平成30年9月28日

熊本県公告第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字除ノ上1648番180及び同1648番181
288.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池郡菊陽町大字原水4958番地17 フォレストグリーン雅C1
門田 正和

熊本県公告第639号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市菊鹿町相良字下原539番1、同540番、同541番、同542番、同543番、同544番、同545番、同546番、同547番、同548番、同549番、同550番、同556番、同557番、同558番、同559番、同586番、同588番、同591番1、同592番1、同584番、同583番、同582番、同581番、同580番、同594番1、同597番、同598番1、同578番、同579番、同577番、同576番、同607番、同609番1、同608番、同574番、同611番3、同571番1、同571番2、同568番の一部、同567番1の一部、同字中小路538番1、同537番、同526番、同527番、同536番1及び同536番2
46,921.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
山鹿市山鹿987番地3
山鹿市長 中嶋 憲正

熊本県公告第640号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年10月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字松ノ本1665番358
228.91平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区御領三丁目8番31号 レインボーブリッジII206号
前田 圭亮

熊本県公告第641号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成30年10月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(水準測量)	平成30年10月9日から 平成31年3月15日まで	熊本県玉名市、和水町、 山鹿市、菊池市、熊本市 北区植木町(菊池川 0k000~50k000、上内田 川 0k000~2k200、合志 川 0k000~10k200)

登載依頼

有明海自動車航送船組合告示第2号

有明海自動車航送船組合議会平成30年第2回定例会を平成30年10月29日午後1時30分雲仙市に招集する。
平成30年10月19日

有明海自動車航送船組合
管理者 西田 寿美生